

議 事 日 程

令 和 6 年 4 月 4 日
午 後 4 時 00 分 開 会
吹 田 市 総 合 防 災 セ ン タ ー (D R C)

- 第 1 報 告 第 9 号 吹 田 市 教 育 委 員 会 事 務 局 職 員 の 人 事 発 令 に つ い て
- 第 2 議 案 第 12 号 吹 田 市 義 務 教 育 諸 学 校 教 科 用 図 書 選 定 委 員 会 委 員 の 委 嘱 に つ い て
- 第 3 議 案 第 13 号 吹 田 市 義 務 教 育 諸 学 校 教 科 用 図 書 選 定 委 員 会 へ の 諮 問 に つ い て
- 第 4 議 案 第 14 号 吹 田 市 立 幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園 の 管 理 運 営 に 関 する 規 則 の 一 部 を 改 正 する 規 則 の 制 定 に つ い て

議案第13号

吹田市義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問について

令和7年度使用教科用図書の選定について、吹田市義務教育諸学校教科用図書選定委員会へ下記のとおり諮問します。

令和6年4月4日提出

吹田市教育委員会
教育長 大江 慶博

記

- 1 令和7年度使用教科用図書（中学校用）の採択にあたり、各種目の専門的な調査研究を行った上、以下の教科用図書（中学校用）について種目ごとの調査結果を答申すること。
国語、書写、社会（地理的分野）、社会（歴史的分野）、社会（公民的分野）、
地図、数学、理科、音楽（一般）、音楽（器楽合奏）、美術、保健体育、
技術家庭（技術分野）、技術家庭（家庭分野）、外国語（英語）、特別の教科 道徳
- 2 1について、令和7年度に使用する学校教育法附則第9条に規定される教科用図書について、検討の上、意見を答申すること。

議案第14号

吹田市立幼保連携型認定こども園の管理運営に関する規則の
一部を改正する規則の制定について

標記のことについて、別紙の内容で異議がないものとします。

令和6年4月4日提出

吹田市教育委員会
教育長 大江 慶博

吹田市規則第 号

吹田市立幼保連携型認定こども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）

吹田市立幼保連携型認定こども園の管理運営に関する規則（平成29年吹田市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 やまだこども園の学級数は3と、3歳児の定員は24人と、4歳児及び5歳児の定員はそれぞれ30人とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

吹田市立幼保連携型認定こども園の管理運営に関する規則現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(学級数及び年齢別定員)</p> <p>第4条 } 2 3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、学級数及び定員を減少することができる。</p>	<p>(学級数及び年齢別定員)</p> <p>第4条 } 2 3 やまだこども園の学級数は3と、3歳児の定員は24人と、4歳児及び5歳児の定員はそれぞれ30人とする。 4 前3項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、学級数及び定員を減少することができる。</p>